

## 広島県告示第七百七十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成三十年十月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
中野東四丁目二〇地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
広島市 安芸区	中野東町				
原山	苑耕田	五四五六番	一二三九番一	一二三九番一	標柱一号
二二三三四番	二二三三四番	一二二三七番一	一二二三七番一	一二二三七番一	路敷
五六一五番	五六一五番	一二二二番一	一二二二番一	一二二二番一	路敷
五六一一番一	五六一一番一	五五〇六番地先道路	五四七五番地先道路	五四七二番一	敷
標柱一三二号	標柱一二二号	標柱一一号	標柱一〇号	一九三三番一四一地	先水路敷